商品概要説明書

スーパー定期貯金＜利息分割型＞

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

商 品 名	・利息分割受取型スーパー定期貯金
ご利用いただける方	・個人のみ
期　間	・定型方式 １年、２年、３年、４年、５年、７年、10 年 ・期日指定方式 １年超 10 年未満 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続）の取扱いができます。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・1 か月、２か月、３か月、６か月の利払サイクルのうち、あらかじめ指定されたサイクルに応じて利息を分割して支払います。 ・預入日から利払サイクル（1 か月、２か月、３か月、６か月）ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を指定口座に入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残高は、満期日以後に支払います。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税５%）※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	―
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （１）約定した預入期間が１か月以上３年未満の場合 ①　６か月未満　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　約定利率×50% ③　１年以上３年未満　約定利率×70% （２）約定した預入期間が３年の場合 ①　６か月未満　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　約定利率×40% ③　１年以上１年６か月未満　約定利率×50% ④　１年６か月以上２年未満　約定利率×60% ⑤　２年以上２年６か月未満　約定利率×70% ⑥　２年６か月以上３年未満　約定利率×90% （３）約定した預入期間が３年超４年以下の場合 ①　６か月未満　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　約定利率×10% ③　１年以上１年６か月未満　約定利率×20% ④　１年６か月以上２年未満　約定利率×30%

	⑤　２年以上３年未満　約定利率×40% ⑥　３年以上４年未満　約定利率×70% （４）約定した預入期間が４年超５年以下の場合 ①　６か月未満　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　約定利率×10% ③　１年以上２年未満　約定利率×20% ④　２年以上３年未満　約定利率×30% ⑤　３年以上４年未満　約定利率×50% ⑥　４年以上５年未満　約定利率×70% （５）約定した預入期間が５年超７年以下の場合 ①　６か月未満　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上２年未満　約定利率×10% ③　２年以上３年未満　約定利率×20% ④　３年以上４年未満　約定利率×40% ⑤　４年以上５年未満　約定利率×60% ⑥　５年以上６年未満　約定利率×70% ⑦　６年以上７年未満　約定利率×90% （６）約定した預入期間が７年超 10 年以下の場合 ①　６か月未満　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上２年６か月未満　約定利率×10% ③　２年６か月以上３年未満　約定利率×20% ④　３年以上４年未満　約定利率×30% ⑤　４年以上５年未満　約定利率×40% ⑥　５年以上６年未満　約定利率×50% ⑦　６年以上７年未満　約定利率×60% ⑧　７年以上８年未満　約定利率×70% ⑨　８年以上９年未満　約定利率×80% ⑩　９年以上 10 年未満　約定利率×90% ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店または本店金融部金融企画課(電話：０８５２－３５－９０３１)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部金融企画課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ・広島弁護士会（電話：０８２－２２５－１６００） ・東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１） ・第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） ・第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。	

詳しくは窓口にお問い合わせください。　　ＪＡしまね